

総務委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第10号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成28年2月12日
総 務 局

川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>等級別基準職務表（別表第7）</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、<u>全ての職員の職務を前項に規定する等級別基準職務表のほか</u>人事委員会が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で<u>第1項</u>に規定する給料表の職務の級のいずれかに決定しなければならない。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>前2項の規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u>（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、そ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき<u>標準的な職務の内容は人事委員会規則で定める。</u></p> <p>3 任命権者は、<u>すべての職員の職務を人事委員会が定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で前2項</u>に規定する給料表の職務の級のいずれかに決定しなければならない。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する地域手当の月額は、当分の間、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u>（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、そ</p>

の額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

(管理職手当)

第13条の2 (略)

2 前項の規定により管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理監督職員」という。)の範囲、支給額その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 管理監督職員のうち人事委員会規則で定めるものについては、第9条、第10条第2項及び第11条の規定は適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第13条の3 管理監督職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第14条の3 (略)

の額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額)とする。

(管理職手当)

第13条の2 (略)

2 前項の規定により管理職手当の支給を受ける職員の範囲、支給額その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員のうち人事委員会規則で定めるものについては、第9条、第10条第2項及び第11条の規定は適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第13条の3 前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第14条の3 (略)

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差
止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）
第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止
処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取
消しを申し立てることができる。

3～8 （略）

（定時制教育手当）

第16条の2 （略）

2 定時制教育手当の月額は、34,000円（管理監督職員にあつては、27,000
円）とする。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差
止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160
号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時
差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、そ
の取消しを申し立てることができる。

3～8 （略）

（定時制教育手当）

第16条の2 （略）

2 定時制教育手当の月額は、34,000円（第13条の2第1項の規定により管
理職手当の支給を受ける者にあつては、27,000円）とする。

別表第7（第3条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
行政職 給料表 (1)	1級	定型的業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする職務
	3級	主任の職務
	4級	1 係長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務
	5級	課長補佐の職務
	6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する室の長の職務 3 課に相当する事業所の長の職務
	7級	1 副区長の職務 2 部長又は担当部長の職務 3 部に相当する室の長の職務 4 部に相当する事業所の長の職務
	8級	1 局長、本部長又は担当理事の職務 2 区長の職務 3 会計管理者の職務

		4 委員会等の事務局の長の職務
行政職 給料表 (2)	1級	技能的職務に従事する職(以下「技能職」という。)又は単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務
	2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職又は業務職の職務
	3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職又は業務職の職務
	4級	職長の職務
医療職 給料表 (1)	1級	医師又は歯科医師の職務
	2級	係長又は担当係長の職務
	3級	1 課長又は担当課長の職務
		2 課に相当する事業所の長の職務
	4級	1 部長又は担当部長の職務
2 部に相当する事業所の長の職務 3 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の課長若しくは担当課長又は課に相当する事業所の長の職務		
5級	1 局長、本部長又は担当理	

		事の職務 2 困難な業務を行う本庁 若しくは事業所の部長若 しくは担当部長又は部に 相当する事業所の長の職 務
医療職 給料表 (2)	1級	医療技術職員の職務
	2級	高度の技術又は経験を有 する医療技術職員の職務
	3級	主任の職務
	4級	1 係長又は担当係長の職 務 2 係に相当する事業所の 長の職務
	5級	課長補佐の職務
	6級	1 課長又は担当課長の職 務 2 課に相当する事業所の 長の職務
	7級	1 部長又は担当部長の職 務 2 部に相当する事業所の 長の職務
大学教 育職給 料表	1級	1 助教の職務 2 助手の職務
	2級	講師の職務
	3級	准教授の職務
	4級	学長又は教授の職務
高等学	1級	講師、助教諭、養護助教諭又

校 教 育 職 給 料 表		は実習助手の職務
	2 級	1 教諭又は養護教諭の職務 2 高度の知識、経験又は技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務
	3 級	総括教諭又は主幹教諭の職務
	4 級	副校長又は教頭の職務
	5 級	校長の職務
消 防 職 給 料 表	1 級	消防士の職務
	2 級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	係長、担当係長又は出張所長の職務
	5 級	課長補佐の職務
	6 級	課長、担当課長又は副署長の職務
	7 級	部長、担当部長又は署長の職務
8 級	局長又は担当理事の職務	

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定により議会に置かれる事務局並びに同法第180条の5第1項の規定により置かれる委員会（教育委員会を除く。）及び委員の事務局をいう。

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前																																				
<p>第1条 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>371,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>419,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>471,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>532,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>607,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>709,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>829,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>371,000</u>	2	<u>419,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	6	<u>709,000</u>	7	<u>829,000</u>	<p>第1条 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>378,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>480,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>543,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>619,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>723,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>846,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>378,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>480,000</u>	4	<u>543,000</u>	5	<u>619,000</u>	6	<u>723,000</u>	7	<u>846,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>371,000</u>																																				
2	<u>419,000</u>																																				
3	<u>471,000</u>																																				
4	<u>532,000</u>																																				
5	<u>607,000</u>																																				
6	<u>709,000</u>																																				
7	<u>829,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>378,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>480,000</u>																																				
4	<u>543,000</u>																																				
5	<u>619,000</u>																																				
6	<u>723,000</u>																																				
7	<u>846,000</u>																																				

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は別表に定めるとおりとする。

(略)

(給与条例の適用除外等)

第8条

(略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「100分の160」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。

(略)

別表（第7条関係）

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

(略)

(給与条例の適用除外等)

第8条

(略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「100分の160」と、給与条例第16条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。

(略)

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前																																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公設試験研究機関（本市が設置する法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務（同条第2号に規定する研究業務をいう。以下同じ。）に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>393,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>453,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>515,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>595,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>692,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>790,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>393,000</u>	2	<u>453,000</u>	3	<u>515,000</u>	4	<u>595,000</u>	5	<u>692,000</u>	6	<u>790,000</u>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公設試験研究機関（本市が設置する法第2条第1号に規定する公設試験研究機関をいう。以下同じ。）の研究業務（同条第2号に規定する研究業務をいう。以下同じ。）に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>401,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>462,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>525,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>607,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>706,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>806,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>401,000</u>	2	<u>462,000</u>	3	<u>525,000</u>	4	<u>607,000</u>	5	<u>706,000</u>	6	<u>806,000</u>
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>393,000</u>																																
2	<u>453,000</u>																																
3	<u>515,000</u>																																
4	<u>595,000</u>																																
5	<u>692,000</u>																																
6	<u>790,000</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>401,000</u>																																
2	<u>462,000</u>																																
3	<u>525,000</u>																																
4	<u>607,000</u>																																
5	<u>706,000</u>																																
6	<u>806,000</u>																																

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>327,000</u>
2	<u>363,000</u>
3	<u>391,000</u>

3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要の度等に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は別表に定めるとおりとする。

(略)

(給与条例の適用除外等)

第6条

(略)

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」とあるのは「100分の160」

2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	<u>333,000</u>
2	<u>370,000</u>
3	<u>399,000</u>

3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

(略)

(給与条例の適用除外等)

第6条

(略)

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合においては100分の137.5（再任用職員にあっては、100

と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

(略)

別表（第5条関係）

職員の区分	号給	基準となる職務
第1号 任期付 研究員	1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
	2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
	3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
	4	特に高度の専門的な知識経験を有し、

分の80) 」とあるのは「100分の160」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

(略)

	研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

第2号 任期付 研究員	1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
	2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
	3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第71号）

新旧対照表【第4条関係】

改正後	改正前
<p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>10 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（給与条例別表第5備考第2項の規定又は附則第14項の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の額、<u>川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年川崎市条例第 号）附則第2項から第4項までの規定による給料を支給される職員にあってはこれらの額に同条例附則第2項から第4項までの規定による給料の額を加算した額。</u>以下この項において同じ。）が旧級又は旧号給に応じて附則別表第4に定める額（同日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあっては、人事委員会規則で定める額）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、<u>平成31年3月31日までの間、</u>給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>11 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>12 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>13 前3項の規定による給料を支給される職員に関する次の表の左欄に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中<u>同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	<p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>10 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（給与条例別表第5備考第2項の規定又は附則第14項の規定の適用を受ける職員にあっては、<u>これらの規定の適用がないものとした場合の額。</u>以下この項において同じ。）が旧級又は旧号給に応じて附則別表第4に定める額（同日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員にあっては、人事委員会規則で定める額）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>11 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>12 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>13 前3項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第71号）」</p>

改正後			改正前
川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第4項及び給与条例第4条の2第2項	給料月額	給料月額と川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第71号）附則第10項から第12項までの規定による給料の額との合計額	<p>附則第10項から第12項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>(1) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第4項</p> <p>(2) 給与条例第4条の2第2項</p> <p>(3) 川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項</p>
川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）第3条第1項	給料月額	給料月額（ <u>川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年川崎市条例第号）附則第2項から第4項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額に同条例附則第2項から第4項までの規定による給料の額を加算した額</u> ）と川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第71号）附則第10項から第12項までの規定による給料の額との合計額	

改正後	改正前
<p>14 給与条例別表第5の高等学校教育職給料表の4級又は5級である職員に対する同表の適用については、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額（切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員その他人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額）に達しない場合にあつては、当該給料表に掲げる給料月額は、同表の規定にかかわらず、その差額に相当する額を、同表の規定による給料月額に加えた額とする。</p> <p>(1) 給料月額と附則第10項から第12項までの規定による給料の額との合計額</p> <p>(2) 旧級又は旧号給に応じて附則別表第4に定める額（以下「保障額」という。）に、次に掲げる旧級の区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額</p> <p>ア 高等学校教育職給料表の3級又は4級 切替日の前日における附則第24項の規定による改正前の川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第5条第1項又は第3項に規定する人事委員会規則で定める額から当該額に100分の2.55を乗じて得た額に相当する額を減じた額</p> <p>イ 高等学校教育職給料表の1級又は2級 保障額に100分の4を乗じて得た額</p>	<p>14 給与条例別表第5の高等学校教育職給料表の4級又は5級である職員に対する同表の適用については、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額（切替日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員その他人事委員会規則で定める職員にあっては、人事委員会規則で定める額）に達しない場合にあつては、当該給料表に掲げる給料月額は、同表の規定にかかわらず、その差額に相当する額を、同表の規定による給料月額に加えた額とする。</p> <p>(1) 給料月額と附則第10項から第12項までの規定による給料の額との合計額</p> <p>(2) 旧級又は旧号給に応じて附則別表第4に定める額（以下「保障額」という。）に、次に掲げる旧級の区分に応じそれぞれ次に定める額を加えた額</p> <p>ア 高等学校教育職給料表の3級又は4級 切替日の前日における附則第24項の規定による改正前の川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第5条第1項又は第3項に規定する人事委員会規則で定める額から当該額に100分の2.55を乗じて得た額に相当する額を減じた額</p> <p>イ 高等学校教育職給料表の1級又は2級 保障額に100分の4を乗じて得た額</p>

川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第5条関係】

改正後	改正前
<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第9条の3 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定に基づき管理職手当を支給される職員、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)が、<u>臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日若しくは休日(以下この条において「週休日等」という。)</u>において勤務する場合又は災害への対処<u>その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務する場合</u>に支給する。</p>	<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第9条の3 管理職員特別勤務手当は、前条第1項の規定に基づき管理職手当を支給される職員、川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号。以下「任期付研究員条例」という。)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)が、<u>臨時又は緊急の必要</u>その他の公務の運営の必要により週休日又は休日において勤務する場合に支給する。</p>

川崎市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【附則第9項関係】

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>2 管理者には、川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第71号）附則第10項から第12項までの規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>3 管理者には、川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年川崎市条例第 号）附則第2項から第4項までの規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>附 則（平成16年12月22日条例第59号抄） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>2 管理者には、川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第71号）附則第10項から第12項までの規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>附 則（平成16年12月22日条例第59号抄） (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(略)</p>